

海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画の改定について

平成21年3月26日

1 改定の経緯

- ・ 平成20年3月、海上保安庁では、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「政府行動計画」という。)(注1)に基づき、「海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「海保行動計画」という。)を定め、新型インフルエンザ対策を強力に推進しているところです。
- ・ 平成21年2月、政府は、最新の科学的な知見や専門家の意見等を取り入れ、政府行動計画を全面改定するとともに、「水際対策に関するガイドライン」、「検疫に関するガイドライン」等の海上保安業務に深く関係する「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を新たに策定しました。
- ・ これを受け、今般、海上保安庁では、海保行動計画を全面改訂したものです。

(注1) 政府行動計画は、平成17年12月に「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」により策定されたもの。

2 改定の概要

- ・ 海上保安庁が実施すべき各新型インフルエンザ対策の開始時期を「発生段階」(注2)毎に整理し、開始時期を明示しました。
- ・ 全面改訂された行動計画及び新たに策定されたガイドラインに基づき、水際対策等に関する記述をより具体化しました。
- ・ 改定された海保行動計画の概要及び改定箇所の詳細については、次頁参照。

(注2) 「発生段階」は、我が国における対策の転換点の時期を5段階で示すもので、従来のWHOによるフェーズ1～6に代えて、今般、改定された政府行動計画で定められたもの。

問合せ先:海上保安庁総務部危機管理調整官 星 澄男

電話03-3591-6361(内線3320)

海上保安庁新型インフルエンザ対策行動計画の概要

[平成21年3月26日改定]

【基本方針】 関係機関と連携した水際対策の実施などによる感染拡大抑止(国民健康被害の最小化)
海上保安官への感染防止対策の徹底などによる海上保安業務の継続(社会機能維持)

発生段階	前段階(未発生期) 現在の段階	第一段階 (海外発生期)	第二段階 (国内発生早期)	第三段階(感染拡大 まん延・回復期)	第四段階 (小康期)
感染状況	鳥・人感染 人・人感染(血縁関係あり)含む	人・人感染 血縁関係なし	国内で患者発生	国内で大流行 (パンデミック)	患者減少
対応体制	関係省庁対策会議(次長) 国土交通省対策推進本部(長官)	政府新型インフルエンザ対策本部(総理・全閣僚) 国土交通省新型インフルエンザ対策本部(大臣・長官・局長等) 本庁・管区新型インフルエンザ対策本部(長官・管区本部長) 新型インフルエンザに関する情報の船舶等への提供(航行警報・MICS等)			
水際対策等	関係機関との連携強化 連携訓練等の実施	在外邦人帰国のための航空機・巡視船の派遣 発生国からの密入国者に対する監視取締りの強化 検疫集約港周辺海域及び停留措置船舶に対する警戒警備の実施 検疫所、都道府県等からの要請に基づく感染者等の搬送			
感染防止対策	個人防護具・ 隔離搬送用資器材 の整備 マスク・消毒剤等の備蓄 職員等への情報提供・講習会等の実施	海難救助・立入検査・犯罪捜査時における感染防止対策の徹底 職員等への注意喚起及び指導 有症者(38度以上の発熱等)の出勤自粛 マスク・手洗い等の励行、不要不急の外出の自粛 不要不急の会議・行事等の自粛 等			
ワクチン 予防投薬等	円滑なワクチン接種体制の整備	プレパンデミックワクチンの接種 パンデミックワクチンの接種 暴露感染した海上保安官への抗インフルエンザ薬の予防投与 積極的疫学調査への協力			
業務継続 のための 措置	業務継続計画の策定	近隣部署相互間の連携強化 重点業務への要員集中 欠員部署への船艇・航空機の派遣			

小康期においては、第2波に備え、これまでの各段階における対策の実施状況を評価し、本行動計画を見直す等の措置を講じる。

(注) 青字:記述を具体化した箇所 赤字(下線付):記述を追加した箇所